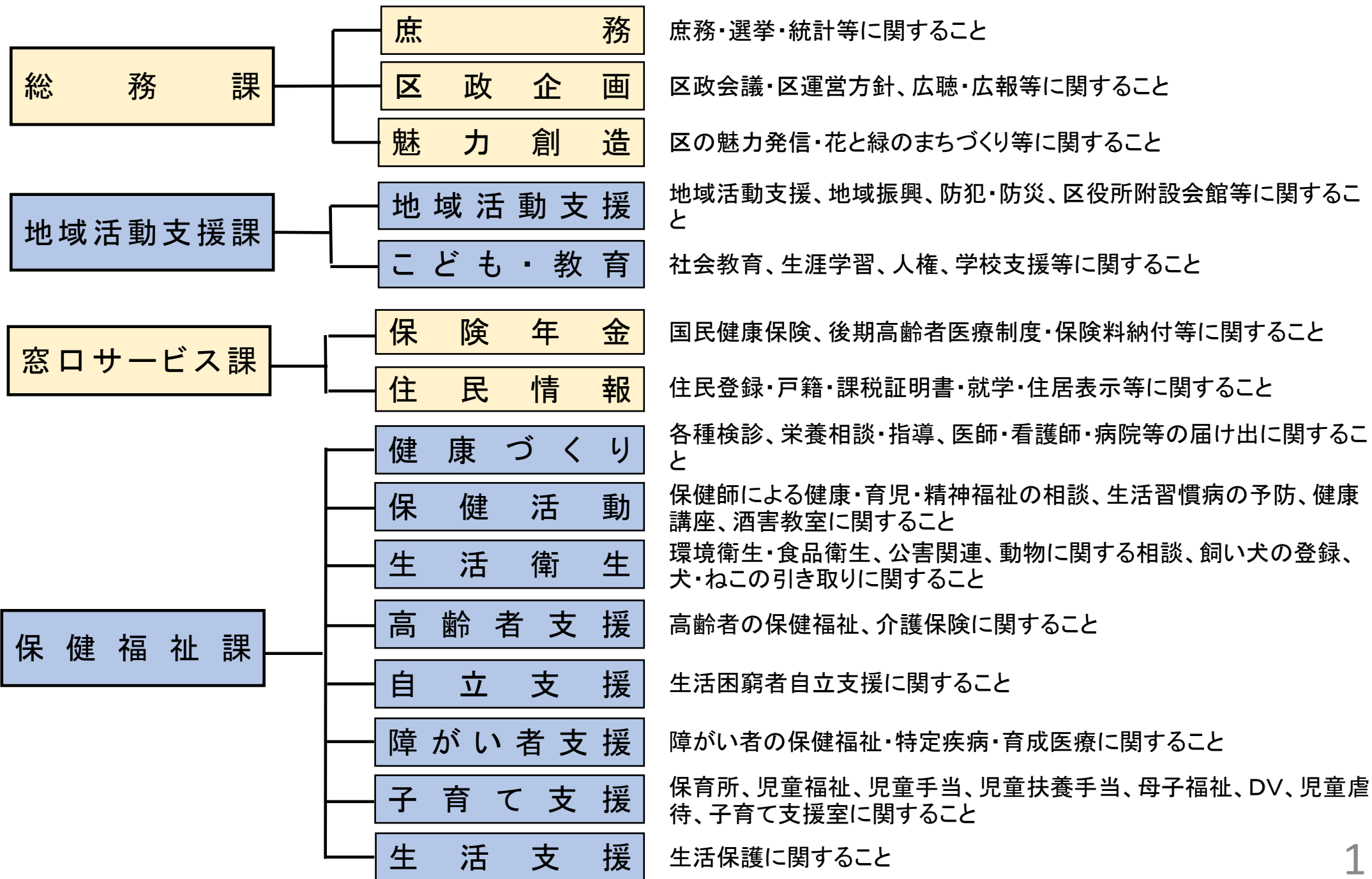


区政運営の仕組み



鶴見区役所

鶴見区の組織図



鶴見区長の役割

区シティ・マネージャー(区CM)

・予算編成時の意見具申

局・室

局関係事務のうち、区CM(鶴見区長)に決定権がある事務へ意見を述べるができる

鶴見区長は

鶴見区内の施策・事業の

責任者

区CM

区役所の長

鶴見区役所の長の権限

・鶴見区役所の職員を指揮監督

区役所

鶴見区役所関係事務の責任者として鶴見区役所職員を指揮監督する

区役所予算

鶴見区独自予算（平成29年度）

〈総額約3億3千万円〉

区の独自事業
経費

36.8%
(約1億2千万円)

義務的経費

55.2%
(約1億8千万円)

地域への補助金

8.0%(約3千万円)

区庁舎維持管理費
附設会館管理運営費等

〈区役所が地域特性などに応じて個別に実施する事業〉

- ・住民主体の地域福祉ネットワーク活動推進事業
(つなげ隊・コミュニティソーシャルワーカー配置)
- ・区の広報事業
- ・鶴見魅力創造事業
(ウインターフェスティバル、つる魅力検定等開催経費)
- ・コミュニティ育成事業
(区民まつり等開催委託) などを実施!!

区CMとは

局事業

〈局が実施する鶴見区に関わる事業〉

区CMに権限
がある事業

区CMに権限
がない事業

【例】

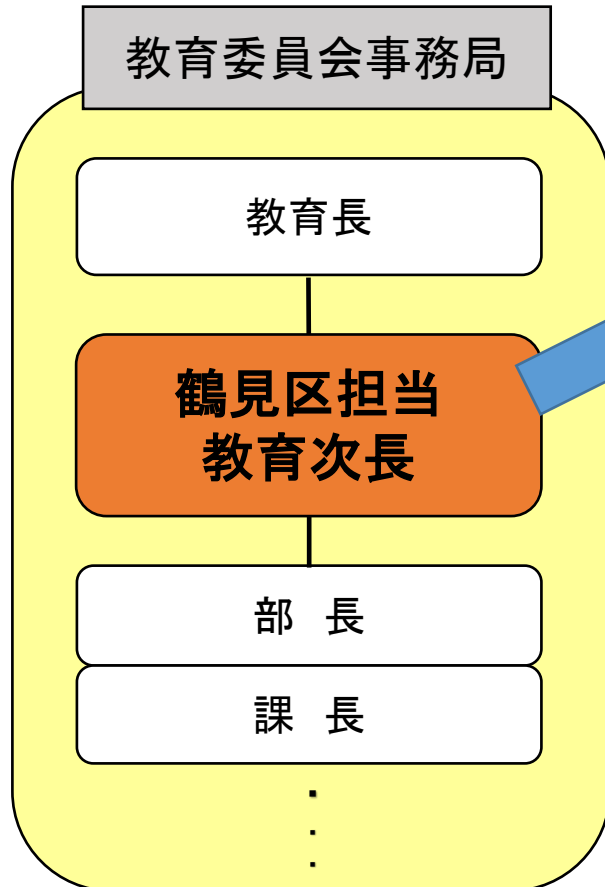
- ・鶴見緑地の維持管理
- ・消防業務
- ・水道業務
- ・交通業務
- ・病院業務 等

- 【例】
- ・放置自転車対策
 - ・道路舗装維持
 - ・いきいき放課後事業
 - ・がん検診 等

予算編成時意見を述べることができる!!

教育行政への区長の参画

- 教育委員会事務局に鶴見区担当教育次長を設置し、鶴見区長が兼務。



鶴見区担当教育次長(鶴見区長)の担当事務

- ・学校の配置や規模における教育環境の適正化
- ・保護者・区民等の教育に関連するニーズや学校の状況の把握
- ・学校の状況に応じたサポート など

- 教育委員会事務局の一員として、教育の場に区民・保護者の意見を反映
- 学校や地域の実情や課題に、より適応した取組を展開

分権型教育行政への転換

予算編成の改革

これまでの仕組み

【区役所予算】

- ・区役所で実施する施策・事業
- ・区役所所管施設の維持管理等



区役所予算として、区役所が予算編成

【局・室予算】

- ・区関連の施策・事業



局・室予算として、局・室が予算編成
(区長からは要望のみ)

【課題】 局・室主導の予算編成では区ごとの特性や実情に応じた総合的・一体的な施策展開ができない

新たな仕組み

区長(区CM)がその権限と責任において、地域の特性や実情に応じ、区関連の施策・事業に関する局・室予算も含め、総合的な予算を編成